

学校いじめ防止基本方針（概要）

いじめ防止の基本理念・いじめの禁止・いじめの定義・いじめの様態・いじめ問題の理解

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止等の対策の基本理念（教師の姿勢）

- ① 日頃から児童の観察 ③ 早期解決 ② 児童理解 ④ 児童の心のケア

いじめの未然防止

学級経営の充実

- ア 児童の心の状態の把握
- イ 児童の心を高める場の設定
- ウ 保護者との日頃からの信頼関係づくり

(4) 分かる授業づくり

- ① 誰の意見も大切にする指示的風土
- ② 思いや考えを伝え合う場の確保
- ③ ペア・グループ学習の取り入れ
- ④ 教材・教具研究の充実

(1) 人権・同和教育の充実

- ① 友達の良さを互いに見つけ合う活動
- ② 友達のことを真剣に話合う活動の充実

(2) 道徳教育の充実

- ① 命の大切さに気付く体験活動
- ② 日々の生活を振り返る時間の設定

(3) 交流を主体とした体験活動の充実

- ① 学年の枠を通り越した活動
- ② 异学年交流活動
- ③ 学級のつながりを深める活動

特別活動の充実

- ① 友達を理解する活動の充実
- ② 友達の活動を尊重する取組の充実
- ③ 自分の考えを素直に発表できる素地づくり

特別支援教育への理解

- ① 教職員間で発達障害についての研修の充実
- ② 計画的な保護者啓発と偏見の打破
- ③ 相互理解のための交流活動の充実

相談体制の整備

- ① 児童理解に励む生徒指導部会の充実
- ② アンケートを活用した児童の実態把握
- ③ 養護教諭、相談員との連携
- ④ 全校教職員で取り組む体制の充実

学校相互間の連携・協力体制の整備

- ① 学校種を超えての継続した支援
- ② 情報交換体制の確立

いじめの早期発見

いじめの態様の理解

- ① 冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌な事
- ② 仲間外し、集団による無視
- ③ 軽くぶつかられる、遊びのふりでたたかれる、蹴られる。
- ④ 金品をたかられる。
- ⑤ 金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。
- ⑥ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- ⑦ パソコン、携帯電話で誹謗中傷、いやなことをされる。

いじめの発見のためにやるべきこと

- ① 子どもの声に耳傾ける。
- ② 生活ノート、子どものノートの注視
- ③ 子どもの言動への注視
- ④ アンケート等の調査の工夫
- ⑤ 話しやすい相談活動の充実（子どもの視線での対応）
- ⑥ 保護者と連携、情報の共有（相談窓口の周知徹底）
- ⑦ 地域及び関係機関との連携
- ⑧ インターネット等の正しい使い方と対応の保護者啓発

いじめに対する対応

学校の対応

- ① いじめを止める。
- ② 児童、保護者の訴えを真摯に傾聴する。
- ③ いじめの正確な実態把握に努める。
- ④ 聞き取りの配慮、（同時刻、個別、秘密の保持）
- ⑤ 情報収集と確実な記録を残す。
- ⑥ いじめの全体像を把握する。

校内委員会の対応

- ① 指導・支援体制
- ② 関係機関との連携
- ③ 組織としての適切な対応

被害児童への対応

- ① 安全の確保と不安の除去
- ② 支援体制の強化
- ③ 自尊感情の高揚

加害児童への対応

- ① 自らの行為の責任を自覚させる。
- ② 心を取り戻せる環境の確保を図る。
- ③ 関係機関との連携を図る。

周りの児童への対応

- ① 傍観者からの仲裁者へ意識の強化
- ② 毅然とした姿勢の周知徹底
- ③ いじめを訴えることの正義の指導

被害・加害児童の保護者への対応

- ① 不安の除去（関わり方の具体的な説明、指導）
- ② 相談体制の強化とより親密な連携の充実

教育委員会・関係機関への報告・連絡・相談

- ① 早期に連絡をするとともに、問題の解決に向けて指導・助言を受ける。
- ② 関係機関の専門家を交えて早期の解決をめざす。